

大磯町まちづくり基本計画改訂原案に対する意見 に係る回答等について（回答書）

町では、大磯町まちづくり基本計画改訂原案に関する意見募集を行いました。いただいた御意見の概要及びそれに対する回答をまとめましたので公表します。
ご協力ありがとうございました。

1 意見募集等の概要

(1) 募集方法

ア 広報おおいそ平成28年1月号への掲載

イ 町のホームページへの掲載

ウ 役場本庁舎、国府支所及び大磯町立図書館で計画案の縦覧及び貸出し

(2) 募集期間 平成28年1月25日（月）から2月22日（月）までの4週間

(3) 意見の提出方法 持参、郵送、ファックス、電子メール

(4) 説明会の開催 平成28年2月8日（月）・13日（土）に4回開催

2 意見募集等の結果

(1) 意見書提出数 1通

(2) 説明会出席者数 9人

件数の内訳

区分	件数
第1章 一部見直しの考え方	0
第2章 見直し後の全体構想	0
第3章 見直し後の地域別構想	0
その他	1
計	1

3 意見の反映状況

区分	件数
計画に反映したもの	0
計画に既に位置づけられているもの	1
今後の取組等の参考とするもの	0
計画に反映できなかったもの	0
その他	0

＜お問い合わせ先＞ 大磯町都市建設部都市計画課都市計画係
電話 0463-61-4100 内線 221

意見反映の区分 { A : 計画に反映しました B : 計画に既に位置づけられています
 C : 今後の取組等の参考にします D : 計画に反映できません
 E : その他 }

		意見の概要	回答	反映
1	その他	基本計画改訂を進めているこの期間は、すでに施行されている大磯町自治基本条例が当然適用されるべきなのに、何らその内容になっていない。	まちづくり基本計画の改訂に当たっては、大磯町まちづくり条例の規定に従い改訂を進めています。 当条例は、平成13年9月に制定され、第2条の基本理念において「町民の参加と適正な手続きで策定された計画により将来像を共有して行わなければならない。」と規定され、この基本理念を達成するため、町民参加の手続きが規定されており、後に制定された大磯町自治基本条例（平成23年施行）の理念を包含するものです。 したがって、大磯町自治基本条例に定める参画と協働によるまちづくりをまちづくり基本計画の改訂においても行っているものと考えます。	B

4 まちづくり基本計画に対する公聴会の開催

大磯町まちづくり条例第7条8項に基づく公聴会（以下「基本計画公聴会」という。）については、同施行規則第8条第1項に定める開催要件を満たしていないため、基本計画公聴会は開催いたしません。